

加賀市耐震改修促進計画【概要版】

1 耐震改修促進計画の概要

平成 17 年の「建築物の耐震改修の促進に関する法律（以下、耐震改修促進法）」の改正を受け、耐震改修促進計画を策定し、平成 27 年度末までに住宅と多数の者が利用する建築物の耐震化率の目標を 90%に掲げ、耐震化を促進してきました。

その後、平成 25 年に大規模な地震の発生に備え、地震に対する安全性が明らかでない建築物の耐震診断の実施義務や、耐震改修計画の認定基準の緩和措置を講ずるなど、建築物の地震に対する安全性の向上を一層促進するために「耐震改修促進法」が改正されました。

本計画は、平成 19 年度に策定し、平成 29 年度の改定を受け、平成 30 年度から耐震化促進に関する積極的な取り組みとして「加賀市住宅耐震化緊急促進アクションプログラム（以下「アクションプログラム」という。）」を行い、本計画に定めた目標達成に向け、市民への周知・普及の充実を図ることとしています。

1-1. 計画の目的

本計画は、市内の住宅・多数の者が利用する建築物の耐震化を促進し、地震被害を軽減するものです。「加賀市耐震改修促進計画」は、市内における住宅及び多数の者が利用する建築物の耐震診断・耐震改修を促進するための計画です。

1-2. 計画の対象期間

本計画は、平成 29 年度から平成 37 年度までを対象に、耐震化促進に必要な目標と取り組み等について記載するものです。

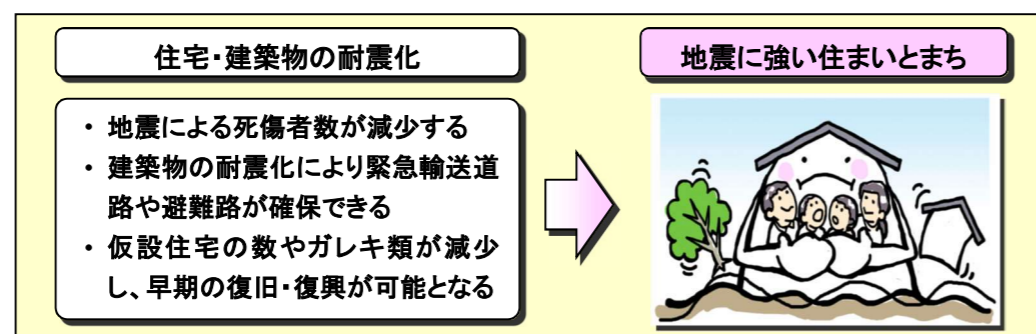
なお、必要に応じ計画の進捗状況等と合わせて検証し、目標や計画内容を見直すこととします。その他、制度改正や大規模な災害の発生等により、必要に応じて、見直すこととします。

1-3. 耐震化を促進する建築物

本計画では特に耐震化を図るべき建築物として、次のうち、建築基準法等の耐震関係規定に適合していない建築物（耐震強度が不足する建築物）を対象に、耐震化を促進します。

2 耐震化の必要性

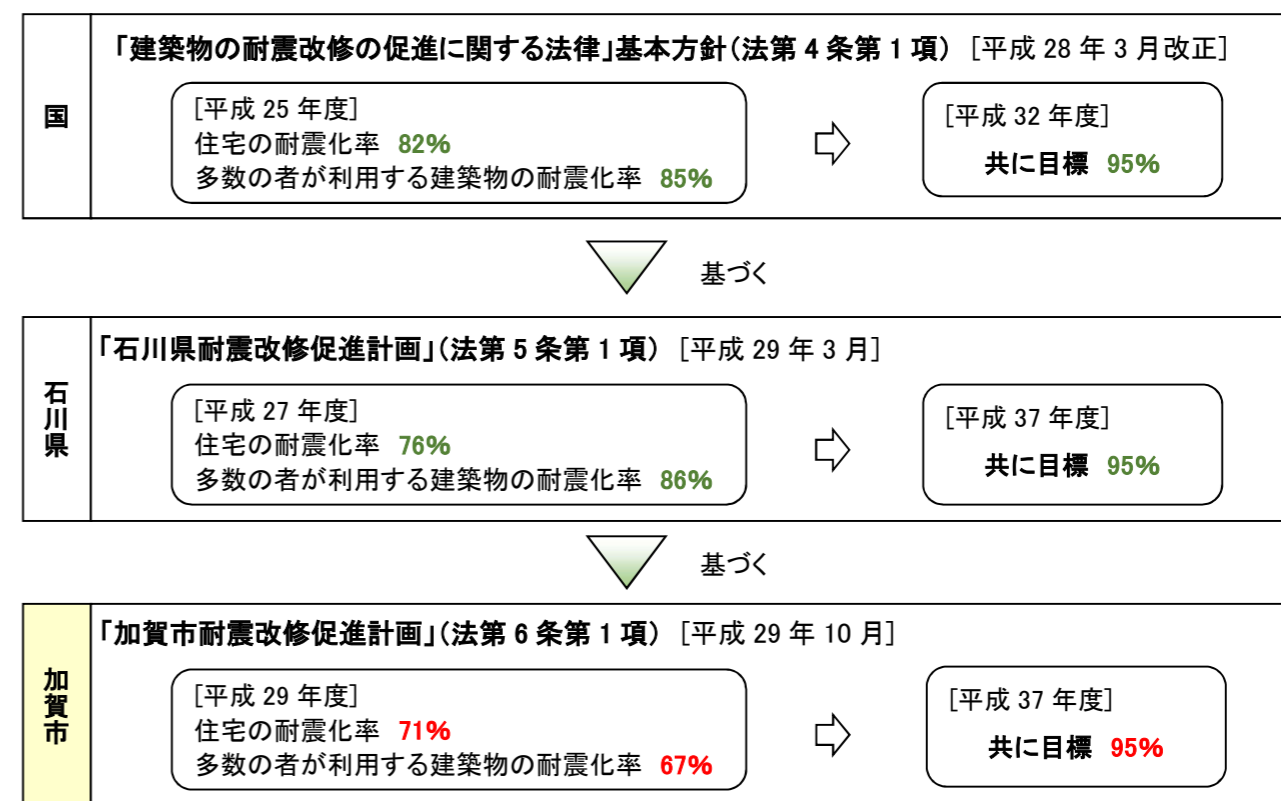
東海、東南海、南海、首都直下型などの大地震の脅威が切迫し、いつどこで発生するかわからない地震に対して備えておく必要があります。過去の地震被害の多くは建築物の倒壊等によるものであったことから、住宅・建築物の“耐震化”を図ることは、地震対策を行う上で重要といえます。



3 耐震化率の現状と目標

本市の住宅の耐震化率は 71%、多数の者が利用する建築物の耐震化率は 67%です。

国は「建築物の耐震診断及び改修促進を図るため基本的な方針（平成 28 年 3 月改正）」で、住宅及び多数の者が利用する建築物の耐震化率を平成 32 年度に 95%にすることを目標に掲げています。また、県は「石川県耐震改修促進計画（平成 29 年 3 月）」で、住宅及び多数の者が利用する建築物の耐震化率を平成 37 年度に 95%にすることを目標に掲げています。本市は国、県の耐震化率の目標値を踏まえ、平成 37 年度の住宅及び多数の者が利用する建築物の耐震化率目標を 95%に設定し、耐震化へ取り組んでいきます。



4 耐震化への取り組み

4-1. 耐震化の支援制度

市は、耐震性が不足する旧耐震の木造住宅を対象に所有者の費用負担を軽減するための補助制度を設けています。地震による木造住宅の倒壊を未然に防ぎ、市民の安全を確保するため、木造住宅の耐震診断、耐震設計及び耐震改修工事に要する費用の補助等を行なっています。

※補助制度の詳細は、本市のホームページにて確認できます。

4-2. 耐震化の啓発及び知識の普及

住宅・建築物の耐震化へ向けて補助制度を設け、相談体制を強化しても所有者の耐震改修への意識が向上しなければ耐震化は促進されません。市は、引き続き所有者へ向けて耐震化に関する啓発及び知識の普及活動を行っていきます。